

福知山市国際水準GAP認証取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において生産された農畜産物の国際競争力を高めるため、新たにGLOBALG. A. P、ASIA GAP及びJGAP（以下「国際水準GAP認証」をいう。）を取得する農業者等に対し、福知山市国際水準GAP認証取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たに国際水準GAP認証を取得するために要する農畜産物の生産工程管理の実現に係る事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市において農畜産物を生産する農業者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、本市に本社、支社、支店、営業所等を有する者に限る。）であつて、国際水準GAP認証を取得するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であつて、市長が別に定める基準により必要と認めるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（他の補助金等が交付される場合にあっては、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引いた額）とする。

2 前項の規定により算定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、10万円とする。

4 補助金の交付回数は、1補助対象者につき1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業が完了した日が属する年度の末日までに福知山市国際水準GAP認証取得支援補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 国際水準GAP認証を取得したことが分かる書類

(2) 補助対象経費の内容が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査の上、

その結果を福知山市国際水準GAP認証取得支援補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに所定の請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（3）その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、申請書、通知書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。